

利用規約

第1条 目的・基本方針

本クラブは、会員がスポーツおよび文化芸術活動を通じて、楽しさや喜びを感じ、心身ともに健全な成長を図ることを目的とします。

第2条 運営

本クラブは、株式会社オークスベストフィットネス（以下「当社」といいます。）が運営します。

第3条 会員

1. 本クラブは会員登録制とし、会員は本規約および当社が別途定める諸規則を遵守するものとします。
2. 本クラブに入会を希望する者は、本規約および細則に同意のうえ、所定の登録手続きを行うものとします。
3. 会員は、登録費、月会費および年度更新料を、当社が定める方法により納入するものとします。
4. 本クラブへの入会、休会、退会および参加クラブの変更等の手続きは、学校における部活動の入部、休部、退部または転部の手続きとはそれぞれ独立したものであり、相互に連動するものではありません。

第4条 入会資格

本クラブに入会できる者は、本クラブの趣旨に賛同し、本規約を承認した者としてします。

第5条 会員登録

1. 会員の保護者（以下「保護者」といいます。）は所定の会員登録を行い、別途定める登録費を支払うものとしてします。
2. 会員情報は、保護者が保護者情報とともに登録し、当該会員と連帯して本規約上の責任を負うものとしてします。
3. 登録内容に変更が生じた場合、保護者はすみやかに情報を更新するものとしてします。

第6条 会員資格の有効期間

1. 会員資格は、退会届出が行われるまで有効としてします。
2. 会員資格は、第三者に譲渡することはできません。

第7条 登録費・月会費・年度更新料

1. 保護者は、別途定める登録費、月会費および年度更新料を支払うものとしてします。
2. 登録費は、本クラブへの入会時に支払うものとしてします。
3. 月会費は、本クラブの利用の有無にかかわらず、毎月支払うものとしてします。
4. 年度更新料は、会員資格を継続するため、毎年度、別途定める時期に支払うものとしてします。

5. 既に支払われた登録費、月会費および年度更新料は、理由の如何を問わず返金しません。
6. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当社の判断により、既に支払われた費用の全部または一部を返金または充当することがあります。

- (1) 決済処理上の不具合等により、誤決済または重複決済が生じた場合
- (2) 法令、行政指導またはこれに準ずる外部要請に基づき、返金対応が相当と認められる場合
- (3) その他、運営上の合理的理由により、当社が特に必要と認めた場合

第8条 会費の支払

保護者は、当社が定める方法により、会費を前納するものとします。

第9条 地域クラブ参加補助金

- 1. 補助金の申請・請求・受領の手続きの一切を運営団体に委任するものとします。
- 2. 審査のため、市と団体間で生活保護及び就学援助認定世帯の該当の有無に関する情報が共有されることに同意するものとします。
- 3. 要件非該当時は、会費等が遡って請求されることに同意するものとします。

第10条 参加禁止および参加拒否

当社は、会員が次のいずれかに該当する場合、クラブ活動への参加を禁止、または参加の拒否を命じるこ

とがあります。

- (1) 本規約または諸規則に違反した場合
- (2) 医師等により運動または集団活動を禁じられている場合
- (3) 感染症その他、他人に感染するおそれのある疾患を有する場合
- (4) その他、当社が不適当と判断した場合

第 11 条 事故・盗難等の責任

- 1. 本クラブの活動中に生じた事故について、当社は、当社の故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。
- 2. 盗難、紛失等についても、当社は、当社の故意または重大な過失がある場合を除き責任を負いません。
- 3. 会員が当社または第三者に損害を与えた場合、会員はその責任を負うものとします。

第 12 条 参加クラブ変更・追加

会員は、所定の手続きにより、会員の参加クラブの変更または追加を行うことができます。

第 13 条 休会

会員は、所定の手続きにより、自己都合による休会をすることができます。

休会の手続きおよび条件については、細則に定めるものとします。

第 14 条 退会

1. 会員は、所定の手続きにより、退会することができます。
2. 未納の費用がある場合は、退会日までに完納するものとします。

第 15 条 除名

当社は、会員が次のいずれかに該当する場合、当該会員を除名することがあります。

- (1) 費用の支払いを 3 か月以上滞納し、是正されない場合
- (2) 本規約または当社の定める諸規則に違反した場合
- (3) 施設または備品を故意に破損した場合
- (4) 本クラブの名誉、信用または秩序を著しく害した場合
- (5) 違法行為または虚偽申告があった場合
- (6) その他細則に定める、当社が会員として不適当と判断した場合

第 16 条 活動休止

諸事情により活動休止となる場合があります。

その場合は、別日または年度内別月にて調整をしますが、振替が出来ない場合があります。

第 17 条 施設の利用制限・変更

天災地変、行政指導その他やむを得ない事情により、施設の利用を制限または中止することがあります。

この場合、会員は当社に対し、名目の如何を問わず損害賠償を請求することはできないものとします。

第 18 条 諸費用の変更

当社は、経済情勢その他の事情を考慮し、登録費、月会費および年度更新料を変更することがあります。

第 19 条 細則

本クラブの運営に必要な事項は、別途細則に定めます。

第 20 条 規約の改訂

1. 当社は、運営上必要と認めた場合、本規約および細則を改訂することができます。
2. 改訂にあたっては、改訂内容および効力発生日を定め、事前に会員に通知します。ただし、文言整理、誤記修正、条番号整理等の軽微な変更についてはこの限りではありません。
3. 改訂後の規約および細則は、定められた効力発生日より、すべての会員に適用されます。

第 21 条 発効

本規約は、次の日より発効します。

制定 令和8年3月16日

細則

第1条 登録費・年度更新料

1. 登録費および年度更新料は、5,000 円（税込）です。
2. 登録費および年度更新料には、スポーツ安全保険料を含む場合があります。
3. 年度の途中で入会した場合であっても、スポーツ安全保険の補償期間は、当該年度の最終日（3 月 31 日）までとします。

第2条 月会費

1. 月会費は、2,800 円（税込）となります。
2. 会員は、入会登録時に、原則翌月会費と登録費を支払うものとします。
3. 月会費の支払方法は、クレジットカード決済・QR 決済・キャリア決済またはコンビニ決済とします。
4. 活動休止が発生した場合であっても、実施回数にかかわらず、所定の月会費を支払うものとします。

第3条 活動

会員は、会員の登録したクラブに限り、活動することができます。

第4条 入会・退会

1. 入会を希望する場合は、毎月 25 日までに入会登録を行うものとします。
2. 退会を希望する場合は、退会届出を行うものとします。なお、当月退会を希望する場合は、当月 25 日までに退会届出を行うものとします。（例：8 月 25 日迄で 8 月末退会。）
3. 退会届出が行われない限り、卒業するまでは会員資格が継続するものとします。
4. 月会費その他未納金がある場合には、これを完納して退会するものとします。

第5条 休会

1. 休会を希望する場合は、休会開始月の前月 25 日までに休会申請を行うものとします。

（例：9 月を休会したい→8 月 25 日迄）
2. 休会期間は 1 か月単位とし、休会中の会費は各自治体によります。

第6条 除名

会員ならびに保護者は、次の行為を行った場合、当該会員を除名することがあります。

- (1) 危険な練習、無謀な行為、安全配慮を欠く行為
- (2) 会員、保護者ならびに指導員への暴力、暴言、いじめ、嫌がらせ、差別、ハラスメント

(3) 施設・備品等の故意の破損、持ち出し、無断使用

(4) 活動方針や安全指示に反する行為

(5) その他、本クラブの目的に反し、運営を著しく妨げる行為

第7条 本細則の発効

本細則は、次の日より発効します。

制定 令和8年3月16日